



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
4月17日
第708号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

解除予定保安林の通知(森林保全課).....	1
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更予定に係る揭示の要旨(森林保全課).....	1
管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課).....	1
管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課).....	2
漁船損害等補償法の規定による同意の認定(水産課).....	2
公金事務の委託(警察本部会計課).....	3

○ 公 告

国土調査の成果の認証公告(用地事業支援課).....	4
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告(交通まちづくり政策課).....	4
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告(交通まちづくり政策課).....	4

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告(湖東、湖北).....	5
土地改良区定款変更認可公告(大津・南部、東近江、湖東).....	6
土地改良区合併認可公告(高島).....	7

告 示

滋賀県告示第208号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年4月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 解除に係る保安林の所在場所 栗東市観音寺字平谷459-19、459-20
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため

滋賀県告示第209号

令和4年滋賀県告示第61号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者および当該森林に関し登記した権利を有する者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を近江八幡市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年4月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 近江八幡市浄土寺町字不断香54
- 2 通知の内容の要旨 令和4年滋賀県告示第61号のとおり

滋賀県告示第210号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和8年4月17日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 主催者の名称および住所 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01(8階)
- 2 会場の運営および設営の窓口となる団体の名称および所在地 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所 大阪府大阪市中央区谷町一丁目3番1号401号室
- 3 講習の日程
 - 第1日 令和8年8月17日(月)
 - 第2日 令和8年8月24日(月)
 - 第3日 令和8年8月31日(月)
- 4 講習会場の名称および所在地 コラボしが21【3階大会議室】 大津市打出浜2-1
- 5 講習科目および講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	4時間
理容所の衛生管理	14時間

- 6 講習予定人数 10人
- 7 受講料 20,000円
- 8 受講資格 理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事した者
- 9 受講についての問合せ先 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所 大阪府大阪市中央区谷町一丁目3番1号401号室 電話 06-6942-6453

滋賀県告示第211号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和8年4月17日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 主催者の名称および住所 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01(8階)
- 2 会場の運営および設営の窓口となる団体の名称および所在地 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所 大阪府大阪市中央区谷町一丁目3番1号401号室
- 3 講習の日程
 - 第1日 令和8年8月17日(月)
 - 第2日 令和8年8月24日(月)
 - 第3日 令和8年8月31日(月)
- 4 講習会場の名称および所在地 コラボしが21【3階大会議室】 大津市打出浜2-1
- 5 講習科目および講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	4時間
美容所の衛生管理	14時間

- 6 講習予定人数 80人
- 7 受講料 20,000円
- 8 受講資格 美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事した者
- 9 受講についての問合せ先 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所 大阪府大阪市中央区谷町一丁目3番1号401号室 電話 06-6942-6453

滋賀県告示第212号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、滋賀県山田加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和8年4月17日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県告示第213号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県警察関係事務手数料条例(平成12年滋賀県条例第32号)に基づく警察関係事務手数料の収納事務の一部を次のとおり委託した。

令和8年4月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 公益財団法人滋賀県交通安全協会
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 守山市木浜町2294番地
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県警察関係事務手数料条例別表第1から別表第10までおよび別表第12の表に掲げる警察関係事務手数料
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和8年3月27日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年4月1日

滋賀県告示第214号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県警察関係事務手数料条例(平成12年滋賀県条例第32号)に基づく警察関係事務手数料の収納事務の一部を次のとおり委託した。

令和8年4月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

当該委託を受けた者 (以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称	指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類	指定公金事務取扱者の指定をした日	指定公金事務取扱者に当該委託をした日
彦根自動車教習所株式会社	彦根市岡町180番地	滋賀県警察関係事務手数料条例別表第7第1項の表(1)、(3)、(4)、(4)の3、(4)の4、(12)および(13)の項ならびに第2項の表(15)の項に掲げる警察関係事務手数料	令和8.3.27	令和8.4.1
株式会社ケアアイグループ	栗東市上鉤321番地	〃	〃	〃
株式会社瀬田月輪自動車教習所	大津市月輪一丁目6番1号	〃	〃	〃
滋賀県自動車協同組合	湖南市夏見1165番地	〃	〃	〃
近江鉄道株式会社	彦根市駅東町15番1	〃	〃	〃
株式会社近江八幡自動車教習所	近江八幡市鷹飼町北一丁目12番地7	〃	〃	〃
株式会社アヤハ自動車教習所	栗東市小柿八丁目1番9号	〃	〃	〃
株式会社膳所自動車教習所	大津市瀬田六丁目5番7号	〃	〃	〃
株式会社北近江自動車学校	長浜市高月町森本95番地	〃	〃	〃
株式会社近江八幡安全教育センター	近江八幡市西庄町258番地	〃	〃	〃
株式会社八日市自動車教習所	東近江市妙法寺町1101番地の29	〃	〃	〃
株式会社トーア自動車学校	三重県多気郡明和町大字上村131番地	〃	〃	〃
株式会社クレフィール湖東	東近江市平柳町22番地3	滋賀県警察関係事務手数料条例別表第7第1項の表(1)、(3)、(4)および	〃	〃

(12)の項に掲げる警察関係事務手数料

滋賀県告示第215号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県警察関係事務手数料条例(平成12年滋賀県条例第32号)に基づく警察関係事務手数料の収納事務の一部を次のとおり委託した。

令和8年4月17日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 滋賀県水上安全協会
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大津市打出浜1番10号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県警察関係事務手数料条例別表第11の表に掲げる警察関係事務手数料
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和8年3月27日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年4月1日

公 告**国土調査の成果の認証公告**

近江八幡市馬淵町七津屋地区における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年4月17日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 近江八幡市
- 2 調査を行った時期 令和4年10月から令和7年2月まで
- 3 成果の名称 近江八幡市馬淵町七津屋地区の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 近江八幡市馬淵町七津屋地区
- 5 認証年月日 令和8年4月8日

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

米原市が令和8年4月17日に決定した彦根長浜都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和8年4月17日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

多賀町が令和8年4月17日に変更した彦根長浜都市計画道路3・5・201号猿木敏満寺線に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和8年4月17日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町4-1

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、犬上川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和8年4月17日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 吉 永 富 彦

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	片 岡 貞 一	犬上郡甲良町大字金屋743番地
〃	上 田 隆	同 町大字北落120番地 2
〃	奥 川 剛 朗	同 町大字横関493番地
〃	小 川 菊 男	同 町大字長寺590番地 1
〃	松 原 茂 樹	同 町大字在土476番地
〃	若 松 嘉 一	同 町大字下之郷1274番地
〃	田 中 正 雄	同 町大字尼子513番地
〃	金 田 勝 幸	同 所677番地 3
〃	赤 塚 吉 博	同 郡豊郷町大字雨降野246番地
〃	一之瀬 浩 治	同 郡多賀町大字敏満寺287番地
〃	夏 原 勇	同 町大字猿木211番地
〃	寺 本 純 二	同 郡甲良町大字長寺676番地 1
監 事	西 村 重 信	同 郡多賀町大字敏満寺754番地
〃	村 西 祐 治	同 郡甲良町大字池寺678番地
〃	北 川 茂 樹	同 町大字小川原430番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	片 岡 貞 一	犬上郡甲良町大字金屋743番地
〃	中 山 凌 輔	彦根市野田山町901番地31
〃	大 橋 孝 一	犬上郡甲良町大字長寺71番地
〃	織 田 努	同 郡多賀町大字檜崎93番地
〃	陌 間 秀 介	同 郡甲良町大字在土508番地
〃	藤 居 清 一	同 町大字下之郷1432番地
〃	田 中 正 雄	同 町大字尼子513番地
〃	北 川 茂 樹	同 町大字小川原430番地
〃	赤 塚 吉 博	同 郡豊郷町大字雨降野246番地
〃	西 村 重 信	同 郡多賀町大字敏満寺754番地
〃	一之瀬 浩 治	同 所287番地
〃	寺 本 純 二	同 郡甲良町大字長寺676番地 1
〃	上 田 す み	同 町大字北落44番地
〃	北 川 圭 子	同 町大字長寺85番地
監 事	上 田 和 生	同 町大字北落399番地
〃	米 田 義 正	同 町大字尼子800番地 1
〃	本 池 充 男	同 郡多賀町大字多賀1075番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、長浜南部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和8年4月17日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 藤 江 学

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	池野 則夫	長浜市小一条町206番地
〃	伊藤 喜久雄	同 市加田町2431番地
〃	今西 由隆	同 市大辰巳町284番地 1
〃	小川 隆三	同 市今川町812番地
〃	柿木 文利	同 市本庄町255番地
〃	木野 繁夫	同 市七条町232番地 1
〃	木野 進	同 所597番地
〃	小林 喜八郎	同 市寺田町207番地
〃	茂森 忠司	同 市加田今町123番地
〃	清水 啓行	同 市鳥羽上町673番地
〃	田中 傳造	同 市常喜町543番地
〃	中川 源治	同 市大戌亥町607番地
〃	中川 文人	同 市加田町2259番地
〃	中村 清作	同 市室町85番地
〃	野本 宣英	同 市高橋町164番地
〃	柳ヶ瀬 義昭	同 市八条町408番地
監事	中尾 政信	同 市鳥羽上町402番地
〃	前田 重夫	同 市宮司町703番地 3
〃	森 政一	米原市舟崎231番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	伊藤 喜久雄	長浜市加田町2431番地
〃	今西 由隆	同 市大辰巳町284番地 1
〃	大塚 修	同 市八条町122番地
〃	加藤 恒和	同 市常喜町617番地
〃	北川 典明	同 市鳥羽上町815番地
〃	木野 昭夫	同 市七条町658番地
〃	中川 源治	同 市大戌亥町607番地
〃	野本 武一	同 市高橋町168番地
〃	松本 治平	同 市加田町510番地 7
〃	茂森 光代	同 市地福寺町13番地54
〃	田中 祥子	同 市常喜町543番地
監事	柿木 文利	同 市本庄町255番地
〃	宮尾 英明	同 市大東町128番地
〃	森 眞治	米原市舟崎242番地

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、野洲川下流土地改良区の定款の変更は、令和8年4月7日に認可した。

令和8年4月17日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 畑 中 隆 行

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、津田内湖土地改良区の定款の変更は、令和8年4月9日に認可した。

令和8年4月17日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、日野町土地改良区の定款の変更は、令和8年4月9日に認可した。

令和8年4月17日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、河瀬土地改良区の定款の変更は、令和8年4月10日に認可した。

令和8年4月17日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 吉 永 富 彦

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、愛知川土地改良区の定款の変更は、令和8年4月10日に認可した。

令和8年4月17日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 吉 永 富 彦

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、秦荘土地改良区の定款の変更は、令和8年4月10日に認可した。

令和8年4月17日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 吉 永 富 彦

土地改良区合併認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により、安曇川沿岸土地改良区、鴨川流域土地改良区および新旭土地改良区の合併は、令和8年4月1日に認可したので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月17日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 修 一

- 1 合併により設立する土地改良区 高島市南部土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区 安曇川沿岸土地改良区、鴨川流域土地改良区および新旭土地改良区

